

公募型プロポーザルの公告

観光情報誌『ならり』パンフレット制作業務委託について、公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年4月15日

公益社団法人 奈良市観光協会
会長 乾 昌弘

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

観光情報誌『ならり』パンフレット制作業務委託

(2) 業務の目的

奈良での楽しみ方を新しい切り口で提案することで、奈良ファンを増やすと共に、奈良市内での滞在時間の延長を促進するような観光情報誌の制作を目的とする。

(3) 委託内容

別紙仕様書のとおり。

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで（年2回発行）

(5) 委託料上限金額

14,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 受注者の選定方法

受注者の選定は、公募型プロポーザル方式によることとし、審査委員会により、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、業務委託の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際しては、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と公益社団法人奈良市観光協会（以下、「観光協会」という。）が、提出書類の内容をもとに、業務の履行に必要な具体的条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったのち、業務委託契約の手続きに進む。但し、交渉が整わない場合は次点者に選定された者が、改めて観光協会と交渉を行うこととなる。また、観光協会は候補者に対し、改めて見積書の提出を求めるものとする。

3. 参加資格要件

応募者は次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当してい

ない者であること。

- (2) 奈良県または奈良市の物品購入等に係る競争入札の参加資格に関する規定による競争入札参加資格者においては、入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規程による手続開始申立て及び民事再生法（平成14年法律第225号）の規程による手続開始申立てがなされていない者（会社更生法の規定による計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (7) 本誌作成にあたり奈良の観光情報の取材及び誌面作成、配送、納品等の業務遂行に対し十分な体制を整えていること。

4. 質疑と回答

質疑は、別紙【様式3】により電子メール（kouhou@narashikanko.or.jp）で受け付け、質疑の回答は、観光協会ウェブサイトにて行うものとする。

質疑受付期限：令和6年4月24日（水）正午まで（必着）

回答日：令和6年4月26日（金）

5. 企画提案書等の提出

(1) 提出内容

以下の、「i、参加申込書等」と「ii、企画提案書等」を提出すること。

i、参加申込書等（次表「(2) 提出書類」①～②）

正本1部

ii、企画提案書等（次表「(2) 提出書類」③～⑧）

正本1部及び副本7部（計8部）。なお、正本には表面に透けないよう裏面に会社名を記載し、副本には会社名を記載しないこと。

(2) 提出書類

番号	提出書類の名称	規格及び記載内容
①	参加申込書	【様式1】
②	事業者概要書	【様式2】 ※下記の書類を添付すること。 1) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書。発行後3か月以内のもの。複写物でも可。） 2) 印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの。） 3) 納税証明書（発行後3か月以内のもの。）

		<p>ア. 奈良市内の事業者（奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。）</p> <p>令和5年度及び令和6年度（もしくは、直近2年度分）の法人市民税及び固定資産税の納税証明書（奈良市市民税課で証明。複写物でも可。）</p> <p>イ. 奈良市外の事業者</p> <p>納税証明書（その3の3）（税務署で証明。複写物でも可。）</p> <p>※本業務で使用する全ての会社実印は「印鑑登録証明書」と同じものを使用すること。</p>
③	構成案	<p>【A4、4枚まで（任意様式）】</p> <p>※初回である令和6年秋冬号を想定し、仕様書内の掲載必須内容を参考に、対象者を意識した具体的な構成案を作成すること。なお、下記の項目に留意して、意図・狙いとともに記載すること。</p> <p>1) 全体のコンセプト</p> <p>2) デザイン、テイスト等の意匠</p> <p>3) ページ割及び各掲載内容のページボリューム</p> <p>4) その他の工夫</p>
④	表紙イメージ案	<p>【表紙デザイン案 A4、2枚まで（任意様式）】</p> <p>※令和6年秋冬号を想定し、表紙デザインを作成。2案まで作成可能。別紙にてそのデザインの意図・狙いを記述すること。</p> <p>タイトルロゴタイプは変更しないこと（色は変更可）。</p>
⑤	特集案	<p>【A3見開き、3枚まで（任意様式）】</p> <p>※仕様書14（2）2「特集及び発注者主催キャンペーン情報」の内容について、令和6年秋冬号において、掲載必須内容であるキャンペーン関連特集を踏まえて、『ならり』の対象者を意識した特集案を提案すること。</p> <p>提案内容には掲載ページのデザインを含め、企画やデザインの意図・狙いを記述すること。</p>
⑥	人員体制図	<p>【A4、1枚まで（任意様式）】</p> <p>・管理技術者、営業担当、デザイン担当、取材担当・ライター、編集担当、管理・配送・印刷担当を含んだ各業務に従事する人員体制（相関図）を作成すること。</p> <p>・人員体制図には制作時に発注者の窓口となり、制作に関わる全ての業務を把握できる責任者を置くこと。</p>
⑦	見積書	<p>【A4縦、1枚まで】</p>

		<p>※税込み金額で、以下の項目ごとに詳細を記載すること。</p> <p>1) 企画料 2) 取材編集料 3) 写真手配料 4) デザイン料 5) 印刷料 6) 配送料 7) 総経費 8) 消費税 9) 制作にかかるデータの著作権使用料 10) その他</p>
⑧	その他観光協会が指示するもの	

(3) 提出方法

持参または郵送などの送付システム

※但し、送付システムを使用する場合は追跡機能のついたものを使用すること

(4) 受付期間

i、参加申込書等（①参加申込書、②事業者概要書）

令和6年4月30日（火）中（必着）

ii、企画提案書等（③構成案～⑧その他観光協会が指示するもの）

令和6年5月9日（木）中（必着）

6. 提出先

〒630-8122 奈良市三条本町8-1（シルキア奈良2階）

公益社団法人 奈良市観光協会 川口 宛

7. 注意事項

- (1) 提案は1社1提案までとする。
- (2) 提出書類を受け付けた後の追加及び修正は認めないものとする。ただし、選定審査委員会会場において、事業計画等の内容を補足・説明するプレゼンテーション等に必要な資料の提示は認める。
- (3) 提出された提出書類が次項に該当するときは無効となる場合がある。
 - ①虚偽の内容が記載されているもの
 - ②提出書類の内容や提出方法等が本公告の規定に適合しないもの
- (4) 提出書類は著作権・意匠権等の問題が生じないように配慮すること。
- (5) 成果品の著作権は受注者に帰属し、著作権は発注者に帰属する。
ただし、納品物のうち「制作パンフレットデータ」は、納品後に仕様書15に示す内容で発注者が加工及び二次利用を行うことがある。この場合、発注者は受注者に事前に連絡し、受注者は無償で加工及び二次利用を承諾するものとする。
- (6) 提案書類作成及び提出に要した費用は、応募者の負担とする。
- (7) 提案の際に提出した書類は、返却しないものとする。
- (8) 期限までに所定の書類が整わなかった場合は受付不可となる。
- (9) 審査のため、追加で書類の提出を求める場合がある。

- (10) 提出後において、参加資格が喪失する事由が生じた場合及び応募者の都合により参加の申込みを取り消す場合は、直ちにその旨を書面で届け出ること。
- (11) 提案書類等に虚偽があった場合や応募者が選定に対する不当な要求をした場合は、失格とする。

8. 応募スケジュール

- (1) 公告及び企画提案書・質問受付開始 令和6年4月15日(月)
- (2) 質問受付終了 令和6年4月24日(水)
- (3) 質問回答 令和6年4月26日(金)
- (4) 参加申込書等受付終了 令和6年4月30日(火)
- (5) 企画提案書等受付終了 令和6年5月9日(木)
- (6) 選定審査委員会開催 令和6年5月13日(月)

9. 選定審査委員会について

- (1) 日程
令和6年5月13日(月)
- (2) 場所
奈良市観光センター〈NARANICLE(ナラニクル)内〉多目的スペース 予定
- (3) 留意事項
 - ① プレゼンテーション審査とし、プレゼンテーションは応募事業者中実際に制作に関わる者が行うこと。なお、プロポーザル当日は応募事業者のみ(外部事業者は除く)参加を可とする。
 - ② 1団体あたり30分までとする。応募者によるプレゼンテーションを20分以内、質疑応答を10分程度とし、入退室の時間、機材のセッティング及び撤去時間についても実施時間の30分に含む。
 - ③ プレゼンテーションに参加しなかった応募者は失格とする。
 - ④ プレゼンテーションの方法は応募者の任意とする。
 - ⑤ プレゼンテーションにあたりプロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に観光協会に申し出ること。なお、会場に電源、プロジェクター、スクリーンはあるが、パソコン等は応募者が用意すること。
 - ⑥ 日程については、決定次第、応募者に通知する。

10. 選定方法及び審査結果

- (1) 選定方法
選定審査委員会において、評価基準に基づき採点を行い、その単純合計点数が高い者を候補者とする。
- (2) 審査結果の通知
審査結果については、令和6年5月中旬頃に各応募者に対して文書にて通知する。

11. お問い合わせ先

公益社団法人 奈良市観光協会（平日9：00～17：45）

〒630-8122 奈良市三条本町8-1 シルキア奈良2階

担当：川口

電話：0742-30-0230 FAX：0742-30-0231

電子メール：kouhou@narashikanko.or.jp